

緊急署名 「有機 JAS」に「ゲノム編集」などの遺伝子操作を認めるな！

現在、遺伝子操作の「ゲノム編集」技術を応用した食品が出てきたことから、「ゲノム編集」を有機生産等の規格基準となる「有機 JAS」（日本農林規格）で、どう扱うかが農水省及び「農林水産消費技術安全センター」（FAMIC）で検討されています。

9月30日には、有機農業関係者を含む「検討会」が開かれ、会議はゲノム編集は「すべて認めない」方向でまとまりましたが、それ以外の遺伝子操作（例えば新育種テクノロジーSPTなど）について未検討です。この後、「JAS規格原案作成委員会」、農水省「JAS調査会」（審議会）が控えています。すべての遺伝子操作食品を認めない方向が通るか不明です。

豊かな自然循環を維持増進する農業、とりわけ有機農業では有機農業推進法でも「有機 JAS」でも、「開発過程」（品種等の作出時、生産工程）において「遺伝子操作／遺伝子組換えは使わない」という「プロセス（開発過程）ベース」の考え方をとっています。つまり、一度でも遺伝子を操作して開発した生物（種子、畜種等）は使いません。なお、開発企業は特許をとり、「有用」な新種であることを宣伝するので、開発時の遺伝子操作の有無はわかるし、分別管理などにより追跡（トレーサビリティ）も可能です。

国際食品規格コーデックスの有機生産等ガイドラインも、国際有機農業運動連盟（IFOAM）も、「プロセスベース」で考えています。IFOAMは、前回2017年の第19回オーガニック世界大会の総会で、ゲノム編集を含む「遺伝子操作」技術を認めないとする立場を再確認する決議を採択しています。アメリカの全米有機生産プログラム下の「全米有機基準委員会」

(National Organic Standard Board)も、2016年、17年、19年と、最新の遺伝子操作技術も含めて「オーガニックに使ってはだめ」と、排除技術としています。EU（ヨーロッパ連合）の有機生産指令でも、もちろん遺伝子操作生物を禁止しています。EUではさらに昨年7月、欧州司法裁判所（European Court of Justice）が、食品全般に対してゲノム編集などは遺伝子組換えとしてその法律に従い、環境影響評価や人体への安全性審査を行うべきとの決定を下しました。

他方、日本政府は、一般食品では、最終的な製品自体に外来タンパクなどが残らないとするタイプは、安全性審査も、表示の義務付けもしないとする、「プロダクト（製品）ベース」の考え方をとっています。そして懸念されるのは、アメリカ・トランプ政権に弱いことです。

アメリカのゲノム編集ダイズ等々が日本を狙っている！

アメリカでは、トランプ政権の下、米国農務省アイバッハ農務次官が、議会下院農業小委員会で今年7月に、遺伝子操作技術を「有機」でも認めたらどうかなどと、とんでもない発言をしています。全米有機基準委員会に圧力をかける恐れがあります。すでにアメリカでは「ゲノム編集ダイズ」（高オレイン酸含有）が販売されています。また、「新育種テクノロジー」（SPT）によるトウモロコシもつくられています。もしも、日米の「有機」基準で認めるようなことでもなれば、こうした大豆、トウモロコシが有機栽培され、日本に押し寄せてきてしまうでしょう。

生命・生活を育む基本となる「食べもの」と「農業」の世界に、遺伝子操作技術はいりません。ましてや、「有機 JAS」に「ゲノム編集」をはじめ遺伝子操作技術を容認することは、とんでもないことで、けっして認められません。